

契約者さま、被保険者さまの誓約・同意事項

貴社の普通保険約款および特約（管轄裁判所条項を含みます）、「特に重要な事項のお知らせ／商品概要のご説明／ご契約のしおり抜粋／お客様の個人情報の取扱いについて」の内容を了承し、以下の事項を誓約・同意のうえ、この保険契約を申込みます。

- この申込書および告知書に記入した事項は事実に相違ないこと。
- 貴社が本申込みにおいて取得した個人情報は、契約が締結に至らなかった場合や、解約・満期等により保険契約が消滅した後も、各種保険契約の受けの判断、医療統計の作成、保険事業の適切な業務運営の確保を目的として保持し、取得した申込書類が返却されないこと。
- 申込内容等の確認訪問時に、契約者・被保険者の本人確認のために身分証明書等を提示すること。
- 本保険契約は、貴社が承諾の通知を発した時に成立すること。
- 申込書記載の年齢・性別・保険金額・保険料額に明らかな誤りがある場合や契約日の変更による修正の必要がある場合、貴社が当該事項を訂正することに同意します。
- 申込みから保障開始までは、貴社所定のスケジュールにて処理されることを承諾します。
- 口座振替の場合には、口座振替特約の約定に基づき、収納代行会社より請求された金額を、指定口座から口座振替によって支払いたく、下記条項を了承のうえ申込みます。
 - ① 同一指定口座から貴社の2件以上の契約の保険料を振替える場合は、すべて合算して振替えてください。
 - ② 振替日において指定口座の残高が支払うべき保険料（貴社の2件以上の契約の場合は合算された保険料）の金額に満たない場合、または取扱金融機関、指定口座などが不明等の事由で振替不能となった場合は、私に通知することなく保険料の払込みがなかったものとして取扱われても差し支えありません。
 - ③ 契約者と指定口座の名義人が別人であっても保険契約上の責任は保険契約である私が負います。
 - ④ この条項に定められていない事項については、口座振替特約の規定が適用されることを了承します。

- 死亡保障付医療保険リリーフ・ダブル／無額当 七日生活習慣病入院保険 入院医療特約付>について、下記事項を了承します。

① 解約払戻金について

死亡保障付医療保険リリーフ・ダブル		
	終身払の場合	なし
主契約・入院医療特約	終身払以外の場合	保険料払込期間中：なし 保険料払込満了後：それぞれ入院給付金日額の10倍
先進医療特約(2018)		なし

② 約定の保険期間・保険料払込期間は主契約と同じになります。

● 新たな保険に契約し直す場合は、以下について不利益となる場合があることを了承します。

- ① 「現在ご契約の保険契約の解約」と「新たな保険契約の申込み」の時期が一致しない場合、保障の空白や重複が生じる場合があります。
例：1)解約時の手続きが先に入った場合：保障が一時的に途切れの場合があります。
2)解約等の手続きが遅れた場合：保障および保険料の払込みが一時的に重複する場合があります。
- ※新旧の保険契約ともに当社の場合、保障の空白や重複を防止するお手続方法があります。詳しくはカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください（保険契約によってはお取扱いできない場合があります）。

カスタマーサービスセンター
フリーダイヤル 0120-506-094
受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)

③ 新たな保険に契約し直すことでの、不利益となることがあります。

- 例：解約払戻金が払込保険料の合計額よりも少ない金額となる
 - ・告知内容により条件が付くまたはお引受けできません
 - ・正しく告知しなかったために新たな保険契約が解除または取消しになる
 - ・責任開始前の疾病や不慮の事故を原因とする場合は保険金・給付金等を受取れない
 - ・保険種類によっては契約当初の一定期間保障がない（例：がん保険は90日の待期間）等
- ※新たな保険に契約し直す場合も、「正しく告知しなかった場合の取扱いについて」が適用されます。

詳しくは「特に重要な事項のお知らせ－注意喚起情報－」をご確認ください。

現在の保険契約の内容を変更または新たな保険契約・特約を追加する方が、新たな保険に契約し直すよりも有利な場合があります。

■給付金・一時金

死亡保障付医療保険リリーフ・ダブル

1 入院支払限度日数	120日(通算1,000日)
入院医療特約	60日(通算1,000日)
死亡保険金	主契約入院給付金日額の500倍
手術給付金	入院医療特約入院給付金日額の20倍
先進医療特約(2018)	・先進医療給付金：先進医療にかかる技術料と同額(給付限度：通算2,000万円) ・先進医療一時金：先進医療給付金の支払額の10%相当額(1回の療養につき50万円限度)

●給付金受取人……被保険者

以上

口座名義人の確認事項

●必ずご一読のうえ、お申込みください。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

預金口座振替規定(ゆうちょ銀行を除く)	
1. 費行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書に記載された金額を同社の指定する日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に預金口座から引き落しのうえ、お支払いください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかるわざず、預金通帳、払込済み請求書の提出または小切手の提出はございません。	
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額(当座勘定を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。	
3. この預金口座振替に関する契約を解約するときは、私から費行(金庫・組合)に書面により届けます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、費行(金庫・組合)はこの契約を終了したものとして取り扱って差し支えありません。	
4. この預金口座振替についてから紛議が生じても、費行(金庫・組合)の責めによるものを除き、費行(金庫・組合)にはご迷惑をかけません。	

この画面に記載した個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いのために利用されることを了承いたします。